

低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算定について

低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算定については、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成15年1月1日制定）及び「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（平成15年1月1日制定）及び「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について」（平成15年1月1日制定）により事務を行っているが、請負工事費構成費目の取扱いについて次のとおり定め、平成22年5月6日以後に指名通知等を行う工事から適用する。

なお、本取扱いに定めのない工事については、その内容に応じ、これに準じるものとする。

記

【請負工事費構成費目の取扱い】

1 鋼橋工場製作

工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

2 小形水門・鋼製付属設備（樋門樋管工）

(1) 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

(2) 据付工事の「据付間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

3 機械設備

(1) 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

(2) 据付工事の「据付間接費」、「設計技術費」は『現場管理費』に相当するものとする。

4 電気通信設備

(1) 一般工事

ア 工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

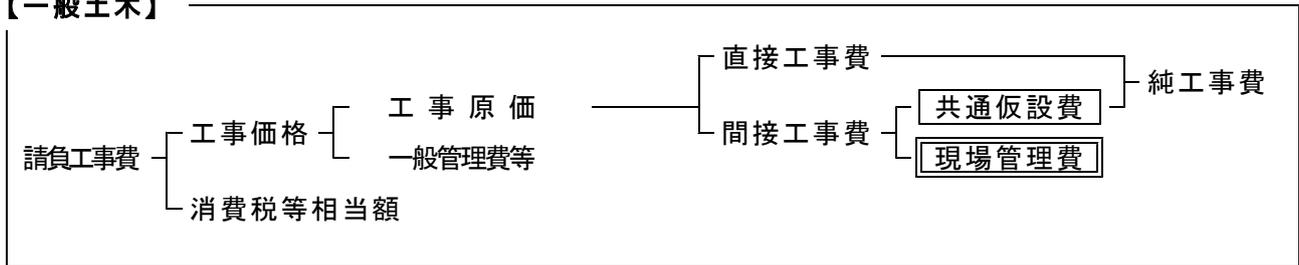
イ 据付工事の「機器間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

(2) 鉄塔・反射板工事

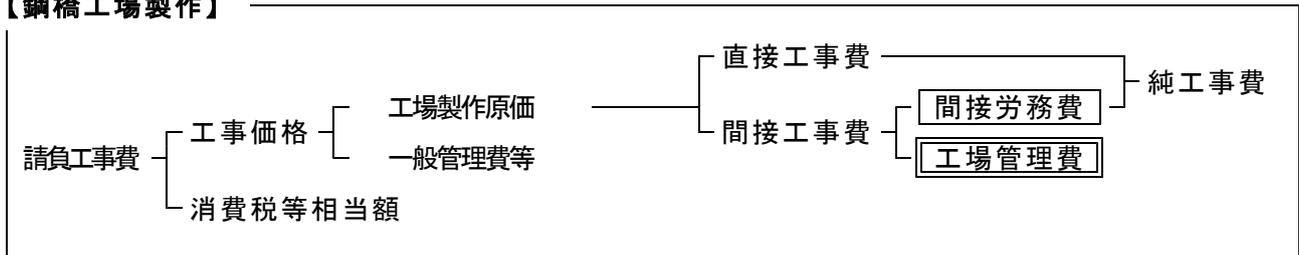
工場製作工事の「間接労務費」は『共通仮設費』、「工場管理費」は『現場管理費』に相当するものとする。

請負工事費の構成

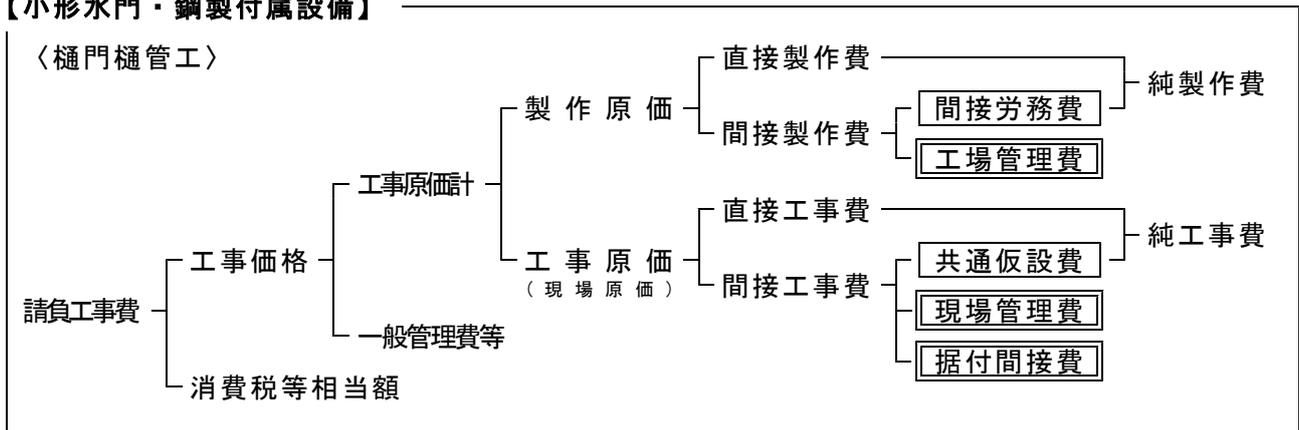
【一般土木】



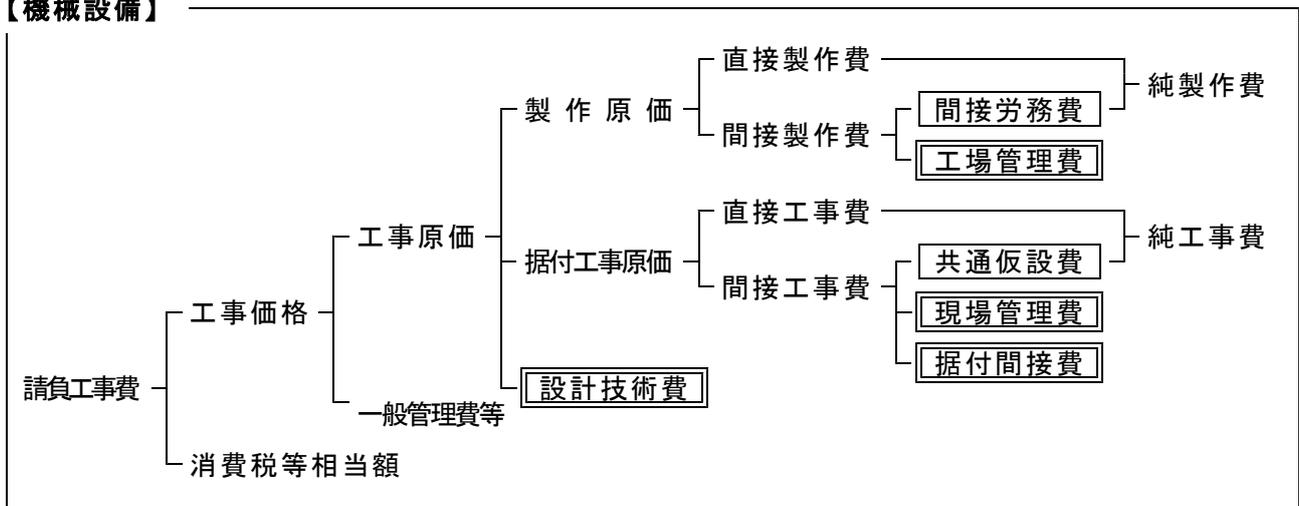
【鋼橋工場製作】



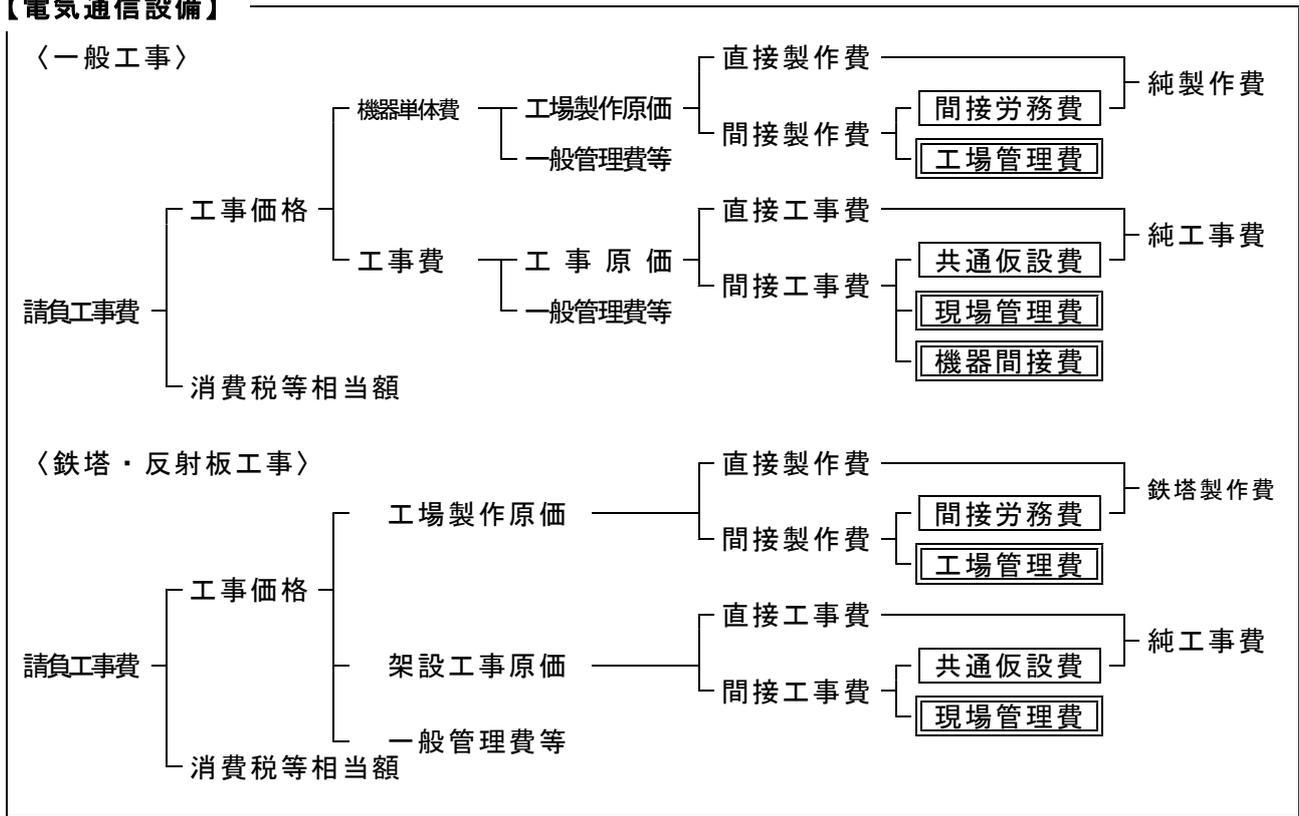
【小形水門・鋼製付属設備】



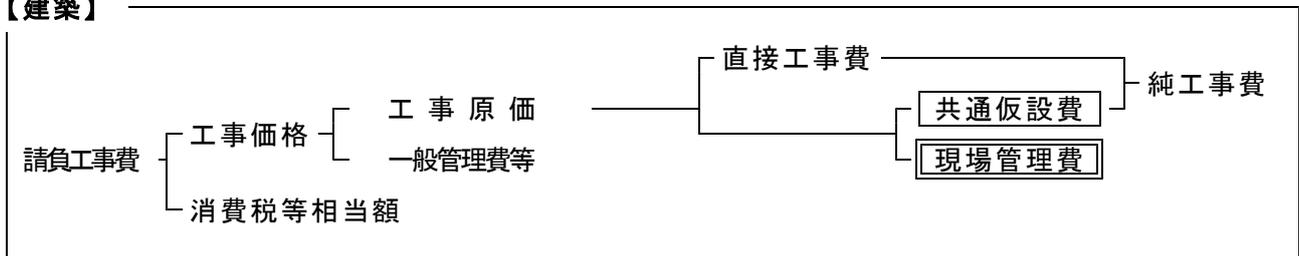
【機械設備】



【電気通信設備】



【建築】



注 上記構成の は「共通仮設費」又は「共通仮設費に相当する費目」

は「現場管理費」又は「現場管理費に相当する費目」